

社員各位

人事部長

H1N1(弱毒性)新型インフルエンザの対応

社員や家族がH1N1(弱毒性)新型インフルエンザに罹患した場合は、当社としては以下の対応とします。(お客様や取引先との対応ではお客様・取引先の方針に従うこととします。)

1. 社員感染の場合

医療機関で診察を受け、社員本人が新型インフルエンザと診断された場合は、以下の対応とします。

- (1) 上司(ライン職)に連絡する。
- (2) 自宅(重症の場合は病院)で治療し、医師が出社許可するまで(または解熱後2日間)外出・出社を控える。
- (3) 回復後に出社する際に、咳の症状が残っている場合は、自己の責任においてマスクを着用する。

尚、報告を受けた上司は、インフルエンザ専用メールアドレスへ報告するとともに職場の同僚、直前にお客様へ訪問している場合はお客様へも感染者の発生を連絡し、濃厚接触者(感染の可能性が高い者)については、下記の3.「職場で濃厚接触者となった場合」を適用します。

※休暇の取扱い・・・通常の私傷病と同じ扱いとし、年次有給休暇、欠勤で処理

2. 同居家族感染の場合

家族が罹患した場合は、濃厚接触者に該当するため、医療機関・保健所などの指示に従うとともに、以下の対応とします。

- (1) 上司(ライン職)に連絡する。
- (2) 家族の発症が分かった翌日から回復後5日目までは入社前の検温と健康状態の自己チェックを実施し、問題ない場合は出社可とする。この場合、自己の責任においてマスクを着用する。
- (3) お客様へ訪問、常駐する場合は「家族が感染」した事実を予め報告し、お客様のルールに従う。
- (4) 万一、自分にも感染の疑いがある場合は出社を自粛し、上司に連絡する。(休暇をとる場合は、通常の私傷病と同じ扱いとし、年次有給休暇、欠勤で処理する)
- (5) 自分への感染が明らかになった場合は、その時点から上記の1.「社員感染の場合」を適用する。

3. 職場で濃厚接触者となった場合(同僚・お客様・協力会社社員の発症により)

医療機関・保健所などから濃厚接触者への対応指示が出されている場合はそれに従うとともに、以下の対応とします。

- (1) 上司(ライン職)に連絡する。
- (2) 同僚・お客様・協力会社社員の発症が分かった日から3日間は入社前の検温と健康状態の自己チェックを実施し、問題ない場合は出社可とする。この場合、自己の責任においてマスクを着用する。
- (3) 関係先・お客様により対応が異なる場合は、関係先・お客様のルールに従う。
- (4) 万一、自分にも感染の疑いがある場合は出社を自粛し、上司に連絡する。(休暇をとる場合は、通常の私傷病と同じ扱いとし、年次有給休暇または欠勤で処理する)
- (5) 自分への感染が明らかになった場合は、その時点から上記の1.「社員感染の場合」を適用する。

以上